

療養休暇の見直しに係る交渉の概要

1 交渉団体

鎌倉市職員労働組合・鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

2 交渉回数

令和7年（2025年）3月7日から同年6月27日まで 9回

3 市の提案及び職員組合の主張と合意内容

項目	市の提案内容	職員組合の 主な主張	合意内容
1 内容	（1）療養休暇取得にあたっては原則診断書の添付を要するが、連続5日以内（時間単位の場合は連続5回以内又は2週間未満）の療養休暇の取得については、診断書に代えて療養報告書の提出でも可とする。 （2）療養報告書により取得した療養休暇の終了日の翌日から起算して30日を超えない場合は、療養報告書による療養休暇取得はできない。（この間に療養休暇を取得する場合は診断書を添付すること。） （3）療養休暇の通算について、疾患に関わらず累積する。 （4）療養休暇の累積除外としている疾患について、「人工透析、抗がん剤治療、一過性の疾患」から「人工透析、抗がん剤治療、その他市長が認めたもの」に変更する。その他市長が認めたものは、その治療が行われない限り、生命維持に重大な影響が生じる治療を受ける場合をいう。	療養報告書について、連続して休まず、5日以内に同じ理由で休む場合に、療養報告書でなく診断書の取得を求めるのは、金銭的負担が掛かる。 また、疾患に関わらず通算するとなると、どの傷病をもって休職を発令するのか。休職・欠勤の扱いについて整理が必要と考える。	協議を進めるなかで、今回、提示した療養休暇の見直しは、欠勤や休職にも関わる内容であり、より慎重に協議を進めるために交渉を継続する必要があると考え、今回の交渉期限をもって一度中断し、協議中に組合側からいただいたご意見や課題を整理した上で改めて提示する。

	(5) 療養休暇の通算のリセットまでの期間を6か月から1年に変更する。 (6) 通算日数の適正な管理 (取得上限を超えて取得していないか等) のため、療養休暇の承認を労務担当課 (職員課、教育総務課、消防総務課) 合議とする。		
2 制度開始日	令和7年(2025年)10月1日		